

第 62 回 小松都市計画審議会 〈 議 事 録 〉

開催日時	平成 24 年 9 月 27 日(木) 午後 14:00～16:00
開催場所	小松市役所 低層棟 3 階 議会説明者控室
出席委員	和田衛委員、西沢耕一委員、森俊偉委員、馬場先恵子委員、円地仁志委員、北出隆一委員、竹村裕樹委員、竹田源太郎委員、酒井恵美子委員、綾美寿恵委員、北村澄江委員 (出席委員／11 名)
欠席委員	高見健次郎委員 (欠席委員／1 名)

1. 議案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号 会長及び職務代理者の選出について ・ 議案第 2 号 小松能美都市計画道路の変更について (石川県決定)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期満了に伴い、委員の改選について報告。本年 4 月 1 日より平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間、当審議会の委員を任命する。
2. 審議事項	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 1 号「会長及び職務代理者の選出について」 ・ 会長の選出については、小松市都市計画審議会条例第 5 条に「学識経験者のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める」と規定されている。 ・ 従来から慣行上、会長については小松商工会議所会頭をお願いしているところだが、今回も小松商工会議所会頭の和田委員をお願いしたい。皆様、いかがでしょうか。 (異議なし) ・ 和田委員を会長に選出する。 ・ 職務代理者については、第 5 条第 3 項に「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森委員が最適なのではないか。皆様、いかがか。 (異議なし)
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森委員を職務代理者に選出する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第 2 号「小松能美都市計画道路の変更について」(石川県決定) 〈事務局より議案説明 (概要)〉 起点を能美市寺井町から小松市高堂町に変更。これに伴い、延長を L=3, 570m から L=4, 240 に変更。幅員は 12m。終点は名称の変更で能美市湯谷町から能美市泉台町に変更。これと併せて、名称を「3・5・38 号寺井湯谷線」から「3・5・38 号高堂泉台線」に変更する。幹線道路との平面交差が 7 箇所から 8 箇所に変更。変更理由として高堂交差点から辰口

	<p>方面へ流れる車が多く寺井市街地に流入する通過交流を排除し、市街地の渋滞を緩和させ、地域間交流を促進する道路ネットワークの強化のため。8月31日から9月14日まで計画案の縦覧を行ったが意見書の提出はなかった。</p> <p>(意見、質問及び事務局回答)</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地を通るということだが、その周辺の騒音の問題など配慮してくれれば、この決定は地域にとって重要なことではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・高堂から根上に向けてのところは、ほとんど高堂地内になるので十分地元の方々と調整しながら進めたい。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・高堂から西側の提案はいつになるのか。 ・高堂から西側については、現在地元の方、県、小松市及び能美市で進めているが、詳細な時期についてはまだ決まっていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的にそこはつなぐということ間違いのないのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・それは能美市・小松市・地元の方々の理解がないと出来ないものなので、今調整を一生懸命しているところである。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号議案については、これでよろしいか <p>(異議なし)</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なしなので、原案どおり承認する。